

行政放送動画制作業務 企画提案書作成要領

この「行政放送動画制作業務 企画提案書作成要領」（以下、「作成要領」という。）は武雄市が実施する「行政放送動画制作業務」（以下、「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとするために、必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、「行政放送動画制作業務 公募型プロポーザル説明書」を確認の上、作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

(1) 提案内容

- ①本業務の従事予定者の役職、氏名、役割分担を記載すること
- ②災害など非常時における緊急コンテンツの業務遂行体制を記載すること
- ③デモ動画を例に映像撮影、音声収録、編集（効果音・テロップなども含む）において工夫している点について記載すること。
- ④その他、市民の興味や関心を高めるために特に工夫する点があれば記載すること。
- ⑤「広報武雄編集業務委託仕様書」の趣旨に沿って提案すること。
- ⑥提案は、全て提案書に記載すること。
- ⑦提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。

(2) 様式

様式5により企画制作概要を示すこと。

2 デモ動画

(1) 仕様

- ① これまでに作成した動画（2分程度のもの）を3種類提出すること。
※可能な範囲で市役所だよりの各コーナーの趣旨に近い構成のものとする。ただし、趣旨に近い構成のものを作成した実績がない場合は、趣旨に添わない動画の提出も可能とする。
- ② 提出の際はMP4ファイル形式のデータを電子媒体に格納し提出すること。

3 広報武雄編集業務委託見積書

- (1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出すること。（任意様式）

4 提案書等の提出部数

- (1) 行政放送動画制作業務企画提案書（様式5） 1部
- (2) デモ動画（2分程度×3種類）※MP4ファイルをCDRなど電子媒体に格納 1部
- (3) 行政放送動画制作業務委託見積書 1部